

令和5年度第1回多摩市廃棄物減量等推進審議会

令和6年2月1日(木)

開会 13時58分

○会長 それでは、定刻になりましたので、多摩市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日の出席者数は、全15名中12名の方が出席のところ、若干遅れていらっしゃる方がおられて、今11名ですけれども、12名の方が出席されているということで、欠席の委員ですけれども、御連絡があった方々は、副会長、J委員、それにN委員が遅れての出席または場合によってはほかの会議があるようで欠席されることもあるという、その会議次第という状況です。

それでは、お手元の次第に沿いまして、議事を進めたいと思います。

まず、本日使用する資料につきまして、事務局より説明をお願いします。

○資源循環推進課長 はじめましてという方もいらっしゃるかと思います。令和5年4月付でこちらに着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに本日使用します資料の確認をさせていただきたいと思います。資料のない方は手を挙げていただければ、事務局職員のほうでお配りいたしますので、よろしくお願いいたします。

事前配付資料として郵送させていただきました資料を御確認いただければと思います。

まず、一番上が次第となっております。こちらはA4の1枚です。それから、以降は各資料左上に番号が記載されておまして、資料1から7までがございます。

また、その他といたしまして、当日配付資料として、資料6の1枚。本日欠席ではございますけれども、副会長よりごみ・環境ビジョン21の講演会の資料を提供いただいております。

皆さん、資料はおそろいになっていきますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、資料の確認は以上で終わらせていただきます。

○会長 配付資料の確認、ありがとうございました。

それでは、次第の2、環境部長より御挨拶をお願いいたします。

○環境部長 こんにちは。今日もお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

います。

昨年度は、多摩市一般廃棄物処理基本計画の策定に当たりまして、全6回の審議会を開催いただき、委員の皆様から協議・検討を重ねていただきまして、様々な御提案をいただき、おかげさまでよい計画を策定することができました。本当にありがとうございました。

今年度は、新しい計画の下で、「ごみ対策課」から「資源循環推進課」と名称を変更しまして、新たな取組を数多く進めていることもございまして、第1回の審議会が本日このような時期になりましたことをおわび申し上げます。

本日は、令和4年度のごみ減量とか資源化の状況もそうですし、令和5年度、6年度、どのようなことをやってきたか、これからやっていく予定かというところをお話しさせていただければと思いますが、特に皆様にも御相談の上で力を入れて取り組みましたペットボトルの分別のルール徹底というところを、少しお時間をいただいて状況報告等を丁寧にさせていただければと思っております。その他の案件も含めまして、皆様の様々な視点からの御意見、御指導をいただければと思いますので、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次第の3、事務局職員の変更について、事務局から御説明ください。

○資源循環推進課長 それでは、事務局職員の紹介をさせていただきます。

～省略～

以上が事務局職員の紹介になります。ありがとうございます。

○会長 ありがとうございます。

それでは、次第の4に入ります。議事の報告事項です。報告事項①は、令和4年度ごみ減量・資源化の状況についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○計画係長 私のほうから、ごみ減量・資源化の状況について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料2を御覧ください。A3の横長の紙です。こちらは、令和4年度のごみ及び資源の排出量をごみの減量目標と比較した資料となっております。なお、目標値は前計画のものとなっております。表の一番左の表が基準となる平成23年度の排出量、左から2番目が昨年度からさらに前年度の令和3年度の実績値、3番目が昨年度の排出量で、こちらは御説明用に表の右に丸つきの番号を振っております。一番右は令和4年度の目標値となっております。

まず①から御説明いたしますが、令和4年度のごみ量についてですが、平成23年度比で

15.2%減少しております。計画で掲げていた目標、10年で10%減、この目標は上回っております。

②、事業系の持込みごみですが、こちらは前年度の32.0%に対して32.3減とほぼ横ばいの状況となっております。コロナ禍において、テレワークの導入や事業活動の縮減により、可燃ごみの減少が見られましたが、今後は事業活動の再開等でごみ量の増加が見込まれますので、清掃工場での搬入物検査や排出事業所への訪問指導に取り組んでまいりたいと思います。

③、家庭系の収集ごみについては、前年度5.5%減に対し、8.1%減となりました。コロナ禍の当初は、在宅勤務や生活スタイルの変化により、廃棄物が多くなったと考えられますが、流行が落ち着いたことにより、ごみ量も減少となっています。今後はより一層の減量を進めるため、啓発活動を推進してまいりたいと思います。

④、下のほうになりますけれども、資源化率は、前年度34.0%に対し、34.1%とほぼ横ばいの状況となっております。今後はさらなる資源化率向上のため、資源化啓発や事業所への指導などに取り組んでまいります。

⑤、埋立量ですけれども、清掃工場において不燃残渣から金属等を再度取り出し、エコセメントの原料として全量を資源化しておりますので、平成27年度より埋立量ゼロトン、こちらは継続して続けているところでございます。

簡単ではございますが、資料の説明になります。以上です。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明していただきましたごみ減量と資源化の状況につきまして、皆さんのほうから御質問等ございましたら、あるいは御意見等ございましたらお願いいたします。

増えているごみ品目としましては、以前から増えていましたけれども、引き続き粗大ごみがあります。それと、これは収集ごみについても持込みごみについても粗大ごみが増えているという状況ですね。そして、ほかの品目につきましては、資源を除けば、処分ごみについてはどの品目も減っている、減量しているという状況です。そして、それを令和4年度の目標値と比較していただくというような形で御覧いただくということで、点検していただければと思います。いかがでしょうか。

令和4年度というと、第5類移行の前ですね、これは、5類に移行する前の状況です。そういう意味では、コロナの影響がまだ大分色濃く出ているという部分があるのではないかと

などと思います。

特に御質問とか御意見とかはございませんか。大丈夫ですか。

では、次に参りたいと思います。報告事項②の令和5年度の主な取り組み項目について、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○資源循環推進課長　それでは、令和5年度の取り組み状況につきまして、私のほうから御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

令和5年度の主な取り組み項目についてですが、資料3を御覧ください。主な取り組み項目として9つほど挙げさせていただいております。

最初に、災害廃棄物処理実行マニュアルの策定につきましては、昨年度の審議会で御報告をいたしました多摩市災害廃棄物処理計画を受けまして、環境部が所属する清掃対策部として、具体的なマニュアルを作成したものでございます。

次に、ペットボトルの水平リサイクルについては、この後の報告事項③でも詳しく御説明させていただきますが、今年度は実施できませんでしたが、協定を結んでいるサントリーさんにも御協力いただき、環境教育なども令和6年度は実施していきたいと考えているところでございます。

続きまして、ウォーターサーバーの設置については、昨年度までに9施設に設置してございましたが、市民団体アンケートで要望があった施設を中心に市内のほうで確認を取らせていただきまして、資料で今10施設となっておりますが、一昨日、エコプラザ多摩のほうにもサーバーの設置をさせていただきまして、11施設で今、設置の調整をしているというところでございます。

それから、12月からは、上から4つ目の粗大ごみのオンライン決済と、1つ飛んでいただいて6つ目のプラスチックの40リットル袋の新設ということを行っております。まず、粗大ごみのほうでございますが、粗大ごみの排出時にはコールセンターに御連絡いただいて、所定の額のシールを買っていただいて排出日に出していただくという収集をしてございますが、このシールを貼るといふところの手続について、クレジットカードによるオンライン決済ができるようになったというところでございます。プラスチックの有料指定袋については、今まで20リットルサイズのものしかございませんでした。大きなプラスチック類については、40リットルの可燃ごみの袋に入れていただくか、粗大ごみとしてお申込みいただく必要がございましたが、40リットルサイズを作ることによって、プラスチック類のさらなる再資源化を目指していくものでございます。

間が飛んでしまいましたが、5つ目の燃料電池ごみ収集車の試験運用についてでございます。令和5年5月から12月まで、東京都と早稲田大学、多摩市で協定を結び、可燃ごみと小型家電の収集を実施したものでございます。

続きまして、7つ目の事業系有料指定袋の共通化でございます。事業系の不燃ごみ袋の流通が非常に少ないということから、可燃ごみと別に製造管理を行うと大変割高になってしまうということと、在庫管理が非常に難しくなってくるという課題がございまして、可燃ごみ・不燃ごみを共通化するというものでございます。なお、既に流通されている事業系の不燃袋については、令和8年3月までお使いいただくことができるということになってございます。

続きまして、8つ目の小型充電式電池等の行政収集開始については、令和5年4月より有害性ごみとして行政収集をスタートしてございます。

最後、9つ目、ごみ出しサポート事業については、御自身でごみ出しが難しい世帯について、シールを貼った専用容器で介護者等がいつでもごみ出しができるというサービスでございます。

大変駆け足になりましたが、説明は以上となります。

○会長 ありがとうございます。令和5年度の主な取り組み項目9項目について、駆け足で説明していただきました。皆さんのほうから何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

K委員、マイクでお話してください。

○K委員 3つほど質問があるんですけども、まず一番上の災害廃棄物処理実行マニュアルについてなんですけれども、元旦の能登の地震でも、非常に皆さん、状態を見て、多摩市でああいうことが起こったらどうなるのかということ想像されたかと思うんですけども、実際に参考にされた実在の災害での報告書とかマニュアルがあれば教えていただきたいということが1つ目。

それから、ペットボトルの水平リサイクルについて、これから詳しい説明があるかと思うんですけども、市民サービスの低下と見ている議員さんがいらっしゃって、市議会で質問が出るかもという情報が私のところに入っていて、市議會議員さんによるエコプラザ等の施設見学というのは実施されているのかどうかということを知りたいです。

3つ目として、プラスチック40リットルサイズの新設ということがあるんですけども、十字に袋を結ばなければいけないという基本ルールがありまして、発泡スチロールにつ

いてなんですけれども、発泡スチロールを無理に入れようとして折ると、非常に発泡スチロールの成分というか粉がたくさん出て、多摩市の環境政策課の調査で、川のマイクロプラスチックの汚染の原因物質として、1つ目が、一番多いのが人工芝、2番目が発泡スチロールという調査結果が出ているので、私としては、できるだけこの発泡スチロールは折らなくていいというルールができたほうがいいのではないかと考えておまして、折ったことによって発泡スチロールが一回出ますと、川の清掃をやっても回収が不可能になるので、この問題をどのように捉えているのかをちょっとお聞きしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。3点、項目で2か所、御指摘がありました。お願いします、事務局から。

○資源循環推進課長 まず1点目の災害廃棄物のマニュアルの関係でございますが、こちらについては、東京都さんのほうでまず災害廃棄物の計画というものを立てて、それを受けて各市町村が実態に合わせるような形で災害廃棄物の処理計画というものを立てます。さらに、マニュアルというのは、具体的に地震や水害等が起きたときに、例えばどこに仮置場を設置していくかとか、あるいはどのような班分けをしていって本部との連絡を取るかとかいうところをつまびらかに、職員用のマニュアルという形で作成したものでございます。東京都さんとしては、過去にあった大きな、例えば阪神・淡路大震災とか東日本大震災という想定を踏まえて、恐らく東京都ではこのぐらいの被害が想定されるだろうということを想定した中で計画をつくられている。それが各市町村に下りてきているという考え方でございます。

次に、ペットボトルの関係でございます。議員さんのほうの視察があったのかということろでございますが、令和5年度については、たまたま議員さんの改選の時期ということで、ここで新たに議員になられた方が何名かいらっしゃいました。ですので、まず議会事務局のほうから、新しい議員さんがエコプラザ多摩の見学をしたいということがございまして、こちらのほうを対応させていただきましたことと、それから議会の各常任委員会に議員さんは所属しているんです。例えばごみ問題とか環境問題、こういったところについては、生活環境常任委員会という委員会に所属される議員さんが、主に条例案ですとか、そういったものを検討していくということになるのですが、この常任委員会の議員さんについてもエコプラザ多摩の見学、視察をされています。

それから、プラスチックの40リットルの袋の話でございますが、今、十字に縛れないものについては駄目ですよというお知らせをさせていただいております、こちらは、結べな

いものとか、そこからはみ出してしまうものについては、どうしても、エコプラザ多摩には破袋機といいまして、プラスチック袋を破く機械があるんです。そこからベルトコンベヤーに載って出されてきたプラスチック類をこちらの多摩市リサイクル協同組合さんが手選別をして、それで製品プラとか、あるいは禁忌品がないかというところの手選別作業をしていくという工程があるんですが、その破袋機のほうに引っかかってしまう、特に棒状に長いもの等が入ってしまったらすると影響がありますので、そういったものは入れないようにしてください、こういったものについては、申し訳ないんですけども、粗大ごみとか可燃ごみの40リットルのほうに入れてくださいというお願いをしているところでございます。

発泡スチロールが大きなものもあってというところの御意見をいただきました。今、大体どこの市も一番大きなサイズというのは40リットルというところで、これで60リットルとか90リットルという袋がなかなかないというところと、こちらの施設のほうも40リットル以上のものを受け止められるような状況では今ないというところがあって、ちょっと悩ましいところかなというところでございます。こちらについては、ちょっと即答がなかなかできないところでございますので、今後の検討とさせていただければと思っております。

○会長　ありがとうございます。

いかがですか、K委員。

○K委員　環境政策課がやっているマイクロプラスチックの原因物質の調査というところで、発泡スチロールが非常に大きな原因となっているということが出ていますので、ちょっとその横の連動で知識としてまずは共有していただきたいかなということがあります。ただ、破袋機に引っかかるので大きなものが無理という理由については、非常によく分かったんですけども、そうなったときに、発泡スチロールを折るときの注意ということを市民に促さないと、ごみが出るから外でやりたい、外でやると最終的に川へ入るところは否めないかなという気がするので、そこら辺の告知は、非常に難しいかと思うんですけども、努力していただければありがたいかなと思いました。

○会長　要望として受け止めていただきたいと思いますが、課長のほうから何かコメントはありますか。

○資源循環推進課長　今いただいた御意見につきましては、環境部の中でも共有させていただいて、どのような対策が取れるかというところ、また市民周知というところを今後検討させていただきたいと思っております。

○会長　　よろしくお願ひいたします。

　　B委員、お願ひします。

○B委員　　すみません、発泡スチロールの件の補足ですけれども、プラスチックを始めたときから飛び散りのことが非常に問題であったんです。袋に入れたとしても、実際に収集する場合に、塵芥車で、パッカー車でやりますが、巻き込むときにどうしても崩れて、そこで飛散するんです。ということで、取りあえず応急で始めたのが、大きいのはここに持ち込んでもらうということで、ここの1階のピロティーの前で持込みは受けてはいるんですが、折らないでそのまま、大型家電や冷蔵庫とか、そういったもの場合は持ってきていただくと、御不便をかけるんですが、例えばそれを、またそういった拠点を増やして、折らないでどこかに持っていけるところが近くにあればいいのかなとは思ひます。

○会長　　ありがとうございます。

　　ほかに御意見とかはございますか。よろしいですね。

　　次に移ります。今度は、パワーポイントによる報告事項③、ペットボトルの分別ルール徹底の説明に入ります。

○計画係長　　それでは、ペットボトルの分別ルール徹底について、取組内容とその結果を御説明いたします。

　　資料は、お配りしているお手元の資料を御覧いただいても結構ですし、前のほうのパワーポイントでも説明のページを映しますので、御覧いただければと思ひます。

　　初めに、前回審議会までの振り返りとなるのですけれども、前回審議会の中で、ペットボトルのリサイクル品質向上のため、事務局として2つの提案をさせていただきます。一つは缶とペットボトルの分別収集、もう一つは分別ルールの徹底です。このうち分別ルールの徹底については、リサイクル品質向上には必須であるということと、市民の利便性を変えずに実施ができるということから、この②の分別ルールの徹底から資源循環推進課としては行うこととさせていただきます。具体的には、分別ルールが守られていないペットボトルがあった場合には、令和5年度の後半は予告シールを貼って啓発を行いまして、令和6年4月からは警告シールを貼って収集しない方針と前回審議会時点では決定いたしました。

　　続いて、ペットボトルのリサイクルの現状となりますが、多摩市では、令和5年4月から、民間事業者との協定により、市内各家庭から収集するペットボトルを全量、水平リサイクルしております。使用済みペットボトルから新たなペットボトルに再生するボトルtoボトルリサイクルにより、新たにペットボトルを作るよりもCO₂排出量を60%削減することが

できております。より高品質な資源を循環させて、地球温暖化対策に貢献するために、ペットボトルの排出ルールの徹底化をするということにいたしました。

ルール徹底前の状況としまして、従来から広報等でお願いはしてきていましたが、実際にこちらのエコプラザ多摩に持ち込まれるペットボトルの約30%は、蓋やラベルがついていたり、飲み残しが入っている状態でした。特にキャップについては、1日約2万個分を人の手で外しており、大きな負担となっていました。

これに対応するため行ってきた取組のスケジュールを御説明いたします。ルールの徹底は、前回審議会でお伝えした時期からは前倒しで取り組むことになりまして、令和5年12月1日から行うこととしました。また、十分な事前周知を行うために、3段階で実施しております。

まず、令和5年5月からはチラシの配布等を行う事前周知期間、令和5年10月から11月までは予告シールを貼る排出指導強化期間、令和5年12月からは実際に収集しないというルール徹底の期間としました。

この中で実際に具体的に行った取組を御紹介いたします。

①としまして、多摩市職員への周知として、まずは市役所内での掲示のリニューアルや、電子掲示板での情報発信、掲載を行いました。

②、チラシ・ポスターの配布では、自治会、不動産業者等、様々な方の御協力を得まして啓発物を配布、御活用いただきました。

③、廃棄物減量等推進員の皆様への協力依頼ということで、全体会や意見交換会、講演会などを通じて、啓発をお願いしました。

④の説明会は、民生委員さん、包括支援センター長、自治会の皆様方に向けて開催いたしました。

⑤、イベントでのPR活動として、資源循環推進課では様々なイベントに参加させていただきました。パネル展示や子供向けのアトラクションなども実施し、ルール徹底の啓発を行いました。

⑥、たま広報、公式ホームページ、公式SNSなど、様々な媒体での広報活動を行いました。たま広報では、シリーズでの啓発記事掲載や、紙面を拡大してPRを行ったほか、ごみ減量の啓発情報紙であるACTAで特集を組みまして、全戸配布を行いました。公式ホームページでは目につきやすいトップページに情報を掲載し、公式SNSでは毎週1回の配信を行いました。

⑦、SNS広告の配信では、若年層に情報等を届けるため、Instagramで広告配信を行いました。こちらの約80%が34歳未満の若い市民に見られておりました。

⑧、環境講演会では、講師にお笑い芸人のマシンガンの滝沢さんをお呼びしまして、400名程度の来場がありました。また、これに併せまして、ペットボトルルールの徹底化についてPRの展示を行ってございます。

これら様々な取組について、ごみ減量推進担当を中心として、事業を進めてまいりました。以上が前半部分の取組状況となります。

これから取組の結果をお話しする前に、ちょっとここで一旦、区切りを入れさせていただきます。

○会長 パワーポイント画面の前半部分をただいま御説明いただきました。

皆さんのほうで何か御質問とか御意見がございましたら、お願いします。

特にないようですので、後半に移りたいと思います。お願いします。

○計画係長 それでは、後半としまして、ルール徹底化による効果測定の結果について御説明いたします。ここでは、次の4つの項目、①集積所の排出状況、②缶・ペットボトル収集量の推移、③中間処理の組成分析、④ペットボトルのベール検査結果について御説明いたします。

まず、①の集積所の排出状況です。こちらは、市内14か所の集積所を対象といたしまして、実際に回収容器の中身を持ち帰りまして、ラベルやキャップがついているかどうかなど、分別状況を確認いたしました。

こちらが確認結果となります。10月時点の排出状況からは、大きく分けて、左側のグラフですが、分別ルールが守られている集積場と、右側ですが、こちらはさらに啓発・指導が必要な、状況の悪い集積所の2グループに分類ができました。この状況の悪かった、啓発・指導が必要な右側の部分の集積所なんですけれども、11月以降も状況確認を行ったところ、右下のグラフのように、徐々に不適正物の割合は減少していったという状況です。

続きまして②で、エコプラザ多摩に実際に搬入されている缶・ペットボトルの収集量の推移となります。こちらはグラフで表示しておりますけれども、グラフは、青が昨年度、令和4年度のもので、オレンジが今年度の収集量の推移を表しております。メーカーによるペットボトルの軽量化等もございますけれども、いずれの月も昨年度よりも収集量は落ちている状態です。ペットボトルの取り残しを始めたのが12月からですけれども、こちらは10月から11月に比べて1日当たり約300キロ程度、収集量が減ってございます。考えられ

る要因としましては、キャップやラベル分の重量が減少したというところと、また取り残しによって一時的に収集量が減ったという可能性も考えられます。収集量については、まだデータが足りない部分もありますので、こちらは引き続き確認を行うことで、この重量が減っていった理由を探っていく予定でございます。

③が中間処理の組成分析です。こちらは、収集されてきたペットボトルについて、選別作業を行っていただいています多摩市リサイクル協同組合様の御協力によりまして、12月の1週間、5日間の収集物の組成分析をしていただきました。こちらを確認していただいたところだと、まず改善された項目としましては、キャップ付きのペットボトルについては、従来1日約2万個あったものが約2,000個にまで減少しております。一方で、違反物として、分別されていないウォーターサーバー、飲み残しボトル、瓶類、電池、スプレー缶等がまだ見受けられる状態でした。これらについては、引き続き啓発・指導を行うことで、排出ルールの徹底を進めてまいりたいと思います。

④がペットボトルのベール検査の結果となります。ベールといいますのは、写真のように中間処理をして圧縮した塊のことで、こちら、固めたものを一度解体して、不適正物の選別・計量をいたしました。エコプラザ多摩では中間処理においてキャップを外しておりますので、今回はラベル付きボトルの混入率を評価の対象といたしました。

こちらがベール検査の結果となります。グラフは、縦軸がラベル付きのペットボトルの混入率で、横軸は右に向かって時間の経過を表しております。取組前の令和4年度までは、赤いプロットが近隣2市の比較データになるのですが、こちらの混入率が約1%未満という値に対して、多摩市はこの5か年の平均が32.0%ということで、分別がされていない状況が見受けられました。今回この取組を進めていきまして、令和5年度、グラフの値がどんどん下がっていくのが分かるかと思っておりますけれども、特に12月以降、徹底化を進めていく中ではもう近隣市と遜色ない1%程度のレベルまで改善が見られたというところでございます。

以上が取組の結果となります。

写真は、エコプラザ多摩の手選別ラインのものになります。取組前後を比較していただくと、排出されたペットボトルの品質の向上具合が分かるかと思っております。

また、キャップを外す個数も減りましたので、実際のエコプラザ多摩の選別ラインの作業の負担も大きく低減されまして、1日当たりの平均の作業時間が、12月はおおよそ20分ほど短縮されまして、1月については40分程度減っているということになってございます。

全体として排出状況はかなり改善された一方で、いまだにちょっとルールが守られずに、取り残しを行っている集積所もございます。多くは単身アパート等の自治会や管理組合が組織されていない住宅や、管理者が市外の場合です。こういう場合に、ちょっと啓発が行き届いていないと考えられております。今後の取組としましては、これまでのように広報活動を進めていくだけではなく、このような住宅管理者に対して個別の指導を行っていく予定となっております。

以上がペットボトルの分別ルール徹底についての報告となります。

○会長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆さんのほうから御質問でも御意見でも感想でもお話しいただければと思います。いかがでしょうか。

すごいですね。このキャップにしましても、ラベルにしても、その付着率が劇的に低下したという成果が上がったという報告でした。御自身の体験でも結構ですので、お話しいただければと思います。では、B委員から。

○B委員　私はこちらの現場を担当している者で、本当に今回は目に見えて、数字上も、今資料で見ていただいた写真上でも、非常に効果が出ております。ひとえに、この4月からのこの部署の資源循環推進課の皆さんの本当の努力をもう、いや、ここまでやるかぐらい一生懸命されていたのを目の当たりに見えています。また、副会長やM委員、G委員、こういう地域の団体の皆さんの御協力が本当によかったなど、頑張っていたいてありがたいなど思っております。ペットボトルの品質上は非常によく、当たり前の状態に近くなってまいりました。

ただ、今の資料の1ページにありますように、前回の審議会でも私は申し上げたように、やはり解決するには、ペットボトルと缶を最大限分けて別に収集するというスタイルというのが絶対ないと、このセンターの効率というのは全く上がりません。ペットボトルの品質はよくなりましたけれども、作業効率は全く成果が上がっておりませんので、引き続きその辺を御検討いただきたいというところでございます。

というのは、缶とペットボトルが一緒になりますと、ただの飲料缶だけならいいんですが、缶詰がありますね。缶詰の蓋はプルトップで今外れるんです。そこがアルミなんです。なので、磁選機でも引っかからないし、プルトップで取った缶詰の蓋は全てペットボトルのほうに入っていくってしまいうんです。これの処理でとても時間がかかるという状況は全く変わらない。それで処理能力が全く上がらないという状況でございます。

以上です。

○会長　　ありがとうございました。

ほかの皆さん、いかがですか。G委員からお願いします。

○G委員　　この6、④の数字データを見ても、本当に劇的によくなって、今回の取組が、今、B委員がおっしゃったように、行政サイドの取組はすごく丁寧にきちんとやられた結果かなど。実際、自分の永山6丁目でも心配したのは、個別の家は大体皆さんきちんとやられるので、問題は、学生アパートなどが多いんですけども、その状況がどうかというんで、自分も11月、12月あたりに注意して見ていたんですけども、その中の1件の国士館大のレスリング部の学生さんを20人ぐらい住まわせている大家さんに聞いたら、市のほうからも連絡が来て、事前にもう11月段階からと言っていましたか、きちんとその集積場所にシールを貼って告知をして、学生さんにも、大家さんというか、その奥さんが声かけをして、その結果、12月に入る前にもうかなりの、この写真の状態です。このような形になって、非常に、受け入れるほうがすなりと今回は受け入れてくれたのかなど。なかなか、より厳しいルールが変わるときというのは大変かなというのがあったんですけども、意外と今回はそうではなくて、非常にすなりと市民に受け入れられて、非常にいいタイミングで、またいいアプローチをして、いい結果が出たかなど。

ただ、課題にあるように、この後は本当にピンポイントだと思うんです。そうはいつでも、予想されたとおり、大家さんというか、管理組合がない集積所とか、単身のところとかというところをいかにピンポイントで本当に潰していくかというのは大事かなと思うので、今回がそういう意味ではすごくいい成功事例になっていると思うので、ぜひ今後もよろしくおもしろいと思います。

○会長　　ありがとうございます。

次は、K委員。

○K委員　　B委員のお話の続きのような感じなんですけれども、現場で缶と一緒に状態はどうやってルールが守られているかを確認しているのかが、朝、時々見るんですけども、よく分からないような状態で、いや、あれは間違っているよなというときでも、ざっと入れてしまっているということを見かけるので、そこを現場でどうやって徹底しているのかをお聞きしたいということと、もう一つ、今も間違っているときに警告シールを貼って回収しないというのをやっているんですけども、私は今エコフレンドリーのごみ分別の説明の窓口にいるんですけども、「シールを貼っています」と言っても、「そんなもの貼ってあつ

たかしら」という感じで、聞いていると、シールが小さ過ぎて気がつかないという形になっているケースが多いんです。現状、A3のすごく大きなチラシを大型にしたシールを作っただけで、それを大家さん等にはお配りしているという状況なんですけれども、例えば間違っているというときに、その現場をこれから特定していくと思うんですけれども、もうそこには有無を言わずそのA3の大きなシールを貼ってしまうみたいなことができないのかなと思っていて、私の近所のところでも、ルールを守っていないところはいつも同じで、周辺は守られているけれども、そのこのアパートだけは一向に直らないなという状況なので、ピンポイント対応で、住民の人が気がつくようなやり方でないと難しいのかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○会長 ありがとうございます。では、事務局のほうからお答えください。

○資源循環推進課長 現行、この資料にもありますように、缶とペットボトルは集合住宅においては同じ容器に入れて回収しております、同じパッカー車に積んで、こちらのエコプラザ多摩に搬入されてくるという状況でございます。収集作業員さんのほうでは、目視で、キャップが残っているもの、ラベルが付いているものについては取り残しをしていくという対応を取っているというところがございますが、ピーク時、特に年末年始ですと、お客さんが来られたりとか、飲食をする機会が多かったりすると、例えば容器の下のほうまで掘り返して作業員さんが見るかというところ、正直言うと、なかなかそこまでの対応はできかねるところもあって、まずは時間内に収集しなければいけないという状況もございます。

啓発シールが小さいというお話ですが、今、資料のほうにも最後のところがございますけれども、このような容器に貼れる大きさのもの、これは、実はこの黄色いシールというのはペットボトル専用のものでなくて、ほかにも、例えば可燃ごみであったり、不燃ごみであったり、ほかの資源ごみであったりとかというものも収集していますけれども、何がいけないのかというチェックをしてもらって、それに貼ってもらうというやり方をしています。多摩市の場合には、もちろん集合住宅のほうで6割、7割方あるんですけれども、戸建て住宅とか、戸別収集をやっている住宅もありますので、そういう御家庭でもイレギュラーがあったりすると、あまり大きなシールのものが貼れないというところがあるんです。シールを何種類にも変えてしまったり、記載することがいっぱいあったりすると、今度は収集する作業員さんのほうで収集にすごく時間がかかってしまうというところの中身を、何というか、折り合いどころを取りながら正直やっているというところがございます。

それから、ではこの集積場所のほうにこういったものをうちのほうでも提供させていた

だいて、大きさはその集積場所の大きさとか、ほかにも掲示物があったりとかということもありますので、それぞれ集積所の管理者の方をお願いしてこういったもので、これはデータ自体はうちのほうでも提供して、ラッピングまでしていますので、あとは貼りつけるのか、あるいはフックみたいなもので引っかけて掲示していただくかということのもまた集積場所の管理者の方の御判断になります。正直、その集積場所の土地というか、場所自体が市の管理地ではないので、勝手に市のほうで「こうしろよ」ということができないところになるんです。例えばこの容器に貼るというのは、これは、市のものを集合住宅さんのほうに貸し出しているのです、だから収集業者の方がここにシールを貼れるんですけども、集積所にどかんと我々が勝手に貼ってしまうということではできないので、あくまでも、こちらの係長からこのシールの説明をさせていただきましたけれども、集積所の管理者である、例えばURさんであったりとか、JKKさんであったり、民間の管理会社さんに掲示をお願いしてきたという経過がございます。

○会長　ありがとうございます。

　　K委員、いかがですか。

○K委員　大丈夫です。

○会長　大丈夫ですね。ありがとうございます。

　　実は、副会長は本日所用で欠席なんですけれども、このペットボトル啓発につきまして御意見をお寄せいただいておりますので、ちょっと私のほうから読み上げで紹介させていただきます。副会長の感想です。

　　昨年夏以降、集中した啓発で多くの市民の意識に働きかけた結果、かなりの成果が出たと思えます。12月が近づくにつれて市民の間でもしだいに関心が高くなり、それにつれてごみの集積所が目に見えて変化していきました。これは市民生活にとっては、かつてのダストボックス廃止、家庭ごみ有料化以来の久々の大きな変化で、集積所に注目が集まった結果、独自に収集容器をペットボトルと缶専用に分けて分かりやすくしたり、集積所全体が改善され、きれいになったりと、よい結果につながりました。

　　「はがして、とって、すすいで、ポン！」のキャッチフレーズとイラストが分かりやすかった。

　　「ルールを守っていないと容器内全て収集しません！」と、これまでにない強いメッセージでインパクトが大きく、集合住宅の管理会社、アパートのオーナー、ごみ減量推進員の方々も危機感を持って積極的に動いた。

集中した啓発により、資源循環推進課の熱意が市民に伝わった。

8月20日発行のACTAでの啓発、たま広報11月20日号の特集（保存版のページ）、公式ホームページでの丁寧な説明（ペットボトル収集のこれまでの経緯や今回なぜそうするのか）、約400名が参加した講演会（11月25日実施）、各種イベント等での市長からのお願い、駅頭の横断幕、啓発ポスターやチラシ、動画、公式Xで毎週発信など。

ということでメッセージが寄せられておまして、皆様にお伝えさせていただきました。非常に高く評価されています。全ての委員が評価されていることだろうと思います。

特にさらに御発言御希望の委員、いらっしゃいますか。G委員、どうぞ。

○G委員　今回のペットボトルの件はいいんですが、B委員がおっしゃった件がすごく気になっていまして、今この8の今後の取組の缶・ペットボトルという収集の容器がありませんよね、集合場所のところに置いてある。これは、うちの秋祭りとかをやる時も、ここから借りて使うんですけども、実際は缶とペットボトルは分けて集めているんですよね。よくよく考えると、個人の家庭でも多分缶とペットボトルというのは分けて出しているはずなので、ふと思ったのが、B委員がおっしゃるように、何で缶とペットボトルの分別収集に踏み切らないのかなと。今回のものがある意味でいい事例というか、取組のアプローチの仕方として、変えることは実は案外手順を踏んでやればうまくいくんだという成功事例があるので、いずれは将来的には、今すぐということではなくて、缶とペットボトルの分別収集を始めることを、今年度はもう終わるから、次年度になるんですかね、一つのテーマとして取り上げていいんじゃないかなという感想を一応持ちました。

○会長　では、B委員のほうからお願いします。

○B委員　G委員の御意見にちょっと付け加えてといいますか、確かに今回よくなったのは、ペットボトルの品質が改善されたにすぎないんです。収集の効率が上がったとか、エコプラザの処理効率が上がったとか、それは全くないんです。こちらの資料の⑥.1の上の左にありますように、今でもこういう状態で配置されています。ステーションでは、缶が入って、ペットボトルが入って、本当は缶とペットボトルだけなんですけど、この6、③を見ていただきたいんですが、ちょっと私どもで何か調査してみたんですけども、ここに缶とペットボトルしか入ってはいけないのに、ウォーターサーバーとかはいいとして、飲み残しもいいとして、瓶が10ケース入っているんです。この10ケースという表現が何のケースかと思うんですけども、右下にありますこのステーションに置かれているケースなんですけど、これが10ケース入っているんです。収集段階でこれが割れてしまっているんです。

パッカー車で巻き込んでいますから、割れたものがエコプラザに入ってきます。それを手で選別して、結構手を切ったりとか、そういうけがとかにもなっています。ちょっとこの現状は全く変わっていないんです、実は。この5日間で10ケースも出るという事態をちょっとぜひ考えていただきたい。

電池に関しても、スプレー缶に関しても、これだけの分量が5日間で出ている。これは12月の前からもこんな状況です。これは全く改善されていないというところです。なので、いち早く缶とペットボトルの別収集に切替えを御検討いただきたいと。

8の今後の取組にありますように、この右下の写真のように、ペットボトルだけが置かれていれば、みんなきれいに置くんです。前の人がきれいにを出してれば、ラベルが付いたものや蓋が付いたものは出さなくなりますから、ごちゃごちゃに6、①の上のようになると、ああ、ここに瓶も入れていいんだな、飲み残しもいいんだな、蓋付きもいいんだなという状態にどうしてもなってしまうので、ぜひその辺を来年度には御検討いただきたい。よろしくをお願いします。

収集に関して、ここしばらく収集物は全く変わっておりません。ところが、資源またはごみの組成というのは非常に変わっています、ライフスタイル変更で。ここの施設を造ったときにはペットボトルなどはほぼ出ていませんでした。ほとんど缶でしたね。アルミ缶と言っても、スチール缶のほうが多かったですかね。ペットボトルは本当にない状態で造った施設でございます。そんなに対応できる状態ではないので、今と全く組成が違う流れでありますから、市のほうは収集コストとか、その辺を考えて混合収集をされたいとは思いますが、どこかでその辺を調整すれば、コストアップなく絶対できるはずですから、ぜひ御検討いただければと思います。

○会長　ありがとうございます。

たしか私の記憶では、他市で、多摩地域の国立市ですけれども、混合収集していたものを別々の収集にしたということがあったと思います。関西の自治体の収集状況をちょっと見たことがあったんですけれども、そのときに混合収集だと、ちょっと汚れてしまいますよね。特に缶の場合には飲み残しという形で入れられてしまうようなこともありまして、そのときは行政は非常に立て込んでいて、政令市の大きな都市だったのですけれども、資源物の置き場所が非常に手狭で、確保が難しいという話を聞いたことがありますけれども、多摩市の場合はペットボトルと缶を一緒にされている、その理由というのはどういうことですか。

○資源循環推進課長　今、B委員さんのほうからお話があったように、この施設を造った

ときには、流通量でいうと、缶のほうが圧倒的に多かったんですけども、今、同じベルトコンベヤーに載せて、まず手選別をして禁忌品といったものを除く。それから磁選別といって、磁石でスチール缶を取っていきます。次に電流を流してアルミ缶を飛ばして、最後に残ったものがペットボトルという形の一つのラインを作って、それを継承してきたという経過がございます。

ただ、B委員さんがおっしゃられたように、多分当時は圧倒的に缶のほうが多くて、ペットボトルも多分、大きなお茶とか清涼飲料水の2リットルとか3リットルみたいなもののほうが圧倒的に多くて、調味料とかもそんなにペットボトルになっていなかった頃にこの施設ができていたのがずっと継承されてきています。当時、この施設を造ったときというのが、副会長さんのお手紙にありましたけれども、まさにダストボックスから戸別収集に変えていこうという時期にちょうど容器包装リサイクル法という法律ができて、それに基づいてこの施設を造ってきたという経過がありまして、当時のごみの審議会の中では、ごみは出しにくく、資源は出しやすくという考え方が当時のベースになって、ずっとその流れが脈々と続いてきているという経過がございます。

そういった状況でございますので、今多分、多摩市のサービスというのは、こういう言い方はあれかもしれないんですけども、ともすると三多摩の中でもかなり市民に寄り添っている形になるかなと思っています。

実際にこのペットボトルの啓発を始めていくに当たって、他市の状況なども私どものほうでアンケート調査をしたりとかということをやしまして、例えば缶とペットボトルを隔週にしているとか、あるいは業者さんにおいても、行政回収は1回しかないとか、そこまで踏み込んでやっていたら自治体もあるんですが、では今度、我々が例えばコストをかけないようにすると、隔週では1週目、3週目はペットボトルで、2週目、4週目は缶になりますよとなると、おうちで保管してもらわなければいけないとか、そうするとまた、先ほどのK委員さんの御発言ではないですけども、行政の怠慢ではないかとかという御意見も出てしまう。今まで毎週回収してくれたものが隔週になってしまうと、サービスの低下ではないかという議論になってしまうというところも正直ございます。

では毎週やろうとすると、結局別のパッカー車で回収しなければいけないから、当然そこは今度は収集のほうの経費がB委員さんがおっしゃるようにかかってしまうということになってくるのかなと思ひまして、そこは、まさにG委員さんからお話にもありましたけれども、いろいろな視点で御議論いただかないと、なかなか行政として単純に隔週にしましよ

うとかということはすぐに決断できないというところもありまして、様々な視点で検討していかなければいけないことなのかなと認識してございます。

○会長　ありがとうございます。

でも、資源物の隔週収集というのは、もう多摩地域でも一般化してきたということがありますね。私の経験でも、武蔵野、西東京とか、幾つかの自治体が、最近、国立もそうですね。有料化を契機に、毎週収集だったものを隔週。それからもう、拡大生産者責任というか、民間ルートが発達してきたという、新聞などはもう4週に1回、紙パックもお返しすればいいということで、4週に1回に切り替えてということで、市民の方というか、審議会に出てきている市民の方に聞いてみると、別段不便を全然感じていないという方が多かったんです。慣れてくればそれなりに家庭のほうも対応できるのではないかなと思いますよね。だから、ちょっとそこを工夫されて、そしてペットボトルと缶は別にするという形もちょっと検討されたらどうかなと思いますね。

それと、ペットボトルリサイクル推進協議会が最近送ってきた年報を見ますと、その事業系、それと家庭系で、ペットボトルがきれいに集まるかどうかというところで、その収集状況が事業系は非常に悪くて、例えば事業系というのは、自販機とか、新幹線の、そういうペットボトルが汚れていて、リサイクル率が家庭系と比べると非常に低いんです。リサイクルのコストも随分かかっているということではないかと思えますよね。そういうことを見ても、きれいに排出してもらうためには、単一で排出してもらう、これがもう大前提ではないかなと思いますよね。そういう意味でも、ちょっとこのことは検討に値するのではないかなと思いますね。

○B委員　ちょっとすみません。余談ですけども、会長から、なぜ混合収集か、缶とペットボトルになったかという経緯でございますが、私はこれを造る設計前から審議会におりまして、造った某プラントメーカーが関西の方で、関西は混合収集が西のほうでは当たり前なので、その関係でこんな状況になってしまったというのがあります。それから、多摩地域には一切混合収集をやっているところはないはずですから。

○会長　前はやっていたけれども、単一収集に変えたというケースはありますね。

○B委員　横浜市が非常にひどい……、みんな袋で混合にしてしまって、ペットボトルの中に割れた瓶とか全部入ってしまって、それがバールされていますから、ひどい状態になっています。

○会長　以前はペットボトルと瓶を一緒にというのは結構あったんですね。

○B委員 ええ、横浜は今でも。

○会長 そして、瓶が割れて、ペットボトルに刺さって。

○B委員 中に入ったりする。

○会長 そういうことがあったんですよね。

M委員、どうぞ。

○M委員 今回のペットボトル収集に関しては、市の計画より前倒しで、しかも短期間で進めて、成功例というか、本当に12月に突入したときにはどうなるかと、私もエコフレの窓口などにおいて市民に説明などを行っている間に、11月の終わりから12月にかけて物すごく管理会社の方とか団地の方とかが心配して、たくさん啓発のグッズをもらいに来たりとかして、本当にどうなるのかなという心配が物すごくあったのが、暮れにかかってたくさん出るかもしれないのに、思った以上に落ち着いてというか、そんなに混乱もせずに今回収集ができて、ものすごく、「やればできるんじゃない」とかという、本当に資源循環推進課の職員全体でパワフルに今回活動したということの成果だったと思うんですけども、その成果をちょっと見ながら、今回はタイミングもよかったという、プラスチックの話だとか、ペットボトルの水平リサイクルとか、市民の意識にもものすごく訴えることができたということも同時にあったかと思うので、この成功例を基に、先ほどから話があったように、もう少し落ち着いてきたら、缶とペットボトルを分けるということも市民にとってはそんなに難しいことではないんじゃないかなと思いました。なので、将来そういったことも組み立てて、それが実現できる可能性が物すごく今回の成功事例によってできたような気がするので、そういう方向性を目指してもいいのではないかなと、市民としても協力できそうだなという自覚ができたので、進めていければいいかななどと思いました。

○会長 という御意見が出ておりますので、行政においても、これからの検討課題ということで、ぜひ位置づけておいていただければと思います。

それでは、次に移ってもよろしいですか。

次は、報告事項④でして、し尿処理手数料、それから⑤の廃棄物処理手数料の検証・見直しです。事務局から御説明お願いいたします。

○資源循環推進課長 それでは、④のし尿処理手数料と⑤、廃棄物処理手数料の検証・見直しについて、併せて御報告をさせていただきます。

先に、大変恐縮でございますが、⑤の廃棄物処理手数料の検証についてでございます。資料6につきましては、本日、資料の差し替えをさせていただきました。令和6年度について

は、近隣市等の状況を踏まえ、②のし尿処理手数料を除いて据え置くことについて庁議にて報告をしているところでございます。

では、資料5のほうを御覧ください。改定しますし尿処理手数料は、令和6年10月より多摩市のし尿・汚泥の搬入を行っております多摩川衛生組合の処分委託料がリットル当たり27円から35円になることに伴い、多摩市が家庭や事業所から徴収させていただく手数料の引上げを行うものでございます。

区分といたしましては、アの一般家庭のくみ取り式トイレのし尿の収集・運搬・処分手数料、イ、仮設トイレを除く事業所から排出させるし尿の処分手数料、ウ、仮設トイレから排出されるし尿の処分手数料、エ、家庭・事業所の浄化槽・貯留槽の清掃に伴って排出される汚泥の処分手数料の4区分になります。

こちらについては、令和6年3月の第1回定例議会に改正条例案を上程いたしまして、御承認いただければ、4月より関係者への通知を行い、10月より手数料の改定を行うものでございます。

説明は以上となります。

○会長 取りあえずこの資料5のところですね。まず、ここについて、皆さんのほうから何か御質問、御意見はございますか。G委員、お願いします。

○G委員 今回の改定、値上げの理由が、手数料そのものが約3割アップなんですかね。その多摩川衛生組合からの委託料金というか、その中でイの事業所から排出されるし尿の処分手数料だけが値下げになる理由がちょっと分からないので、これだけ、今までが逆におかしくて今回戻したのか、ここだけがちょっと見えてイレギュラーだなと思ったので。

○資源循環推進課長 ちょっと御説明が足りなくて、申し訳ございません。まず、現行のイの区分のところ、リットル当たり39円となっていますのが、これは処分料プラス収集運搬委託料という形になります。処分料は現在、多摩川衛生組合さんはリットル当たり27円ということでございますので、収集運搬料が12円かかっているという考え方でございます。

改定後は処分料のみを計上させていただくという形になりますが、実際にこの事業所さんというのが市内でも1か所ぐらいしかなくて、今までは収集運搬のほうに入れていたんですけれども、くみ取りの実績を見ても、3年とか4年に1回ぐらいしかくみ取りをしていないということになると、臨時に置かれている仮設トイレなどと同じ状況に近いかなということで、当該の事業所さんにはちょっとお話も事前にさせていただきながら、今後、回収

してもらうときには、今度は収集運搬については、市内に多摩市ですと3者、許可業者さんがいるのですけれども、そこに御相談していただいて回収してください。そこは市民の契約になるので、この条例の中では手数料という形での記載を抜いているということになります。

○G委員 分かりました。要は、一括での39円ではなくて、処分料だけを見たら、同じように値上げになっていて、今後は収集運搬料は別建てだということですね。分かりました。

○会長 ほかに御質問とか……。B委員、お願いします。

○B委員 すみません。し尿のほうはいいんですが、資料6の手数料見直し方向性のことなんです、これは、特に⑧とか、家庭のごみ処理手数料とか、その辺は審議会の中で基本計画の検討の中で、この数値をやっている中では、どこかで考えなければいけないという議論が相当出たと思うんです。会長からも、このリットル2円という状況が多摩地域では一般化してきているという詳しい解説、説明もありまして、これはあくまでも令和6年度は据え置くということで、状況に応じて考えるということですか。ちょっとその辺が、据置きというので、あくまでも令和6年度だけの話なのか。

○資源循環推進課長 これはあくまでも令和6年度の手数料を改定するか否かということについて庁内の中で検討してきたものでございますので、令和7年度以降については、その状況等、社会状況の変化とか、そういったものを踏まえて、あるいは他市の動向も踏まえて検討していかなければいけないところかなと思っています。実際に今年度、各市町村さんのほうで料金改定を行うかというところの確認もしたところ、今のところ、上げますという自治体さんがなかったというところもあり、多摩市でも据え置いてきたと。こちらについては、毎年度検討して、審議会のほうには御報告させていただこうと思っております。

○会長 よろしいですかね。ありがとうございます。

ほか、いかがですか。資料6は、差し替えになっていますので、新しいほう、席配付のものを用いていただきたいと思います。

①のごみ処理手数料、これは事業系なんですけれども、事業系のごみ処理手数料は、20円台が令和5年4月からなくなりまして、30円というところが最低、西多摩衛生組合と昭島なんです。ここが一番安いという感じで、それから次に安いのがこの南多摩とかになるということです。単純に26市を足し合わせて26で割りますと、37円60銭になりました。しかし、中心価格、一番用いられている手数料価格帯は40円ですね。4月に小平と東大和が40円にしましたら、40円のところが随分多くなっていう感じですね。無論、そ

の上もありまして、42円のところも結構あるという感じです。

仮にその中心価格帯の40円に現行の多摩市の35円から5円引き上げるとすると、ある程度の減量効果は期待できるのかもしれないという。しかし、数年前にどんと値上げをしましたけれども、そのときは十数パーセントの減量効果はあったんですが、それぐらいの大きな減量効果は多分見込めないだろうと。もう減量ポテンシャルというものがかなり小さくなっている。しかし、重要なことは、多摩市は事業系の手数料を中心価格帯ぐらいのところまで、多摩平均ぐらいのところまで値上げして、事業系ごみの減量と資源化に取り組むんだという姿勢を示せるということが非常に重要なところではないかなと私は思っております。こんなところですね。

資料の5と6を併せまして、よろしいですか。

それでは、失礼しました。次の議題ですけれども、報告事項⑥ですね。多摩清掃工場新焼却施設の稼働時期についてということで、N委員さんからお話してください。

○N委員　それでは、多摩清掃工場に関することですので、私のほうから説明させていただきます。資料は7を御覧いただければと思います。

多摩清掃工場につきましては、老朽化が進み、建設から焼却施設が26年経過しているということもありますので、今後の施設の在り方について、令和3年度に検討を始めて、令和4年度に基本方針をまとめたところです。その方針の中では、多摩清掃工場の焼却施設と不燃・粗大ごみ処理施設については、敷地の活用ということもありますので、施設停止を伴う延命化工事ということではなくて、新施設の建設を進めるということで決定したところです。なお、建設の時期については、令和5年度中に決定するというので、これまで検討を加えてきたところです。

結論といたしましては、新しい焼却施設については、令和18年度までに建設して、令和19年度当初から本稼働するというのを10月25日の正副管理者会議で決定したところです。

なお、今後の留意事項として2点ほど記載しておりますが、施設の建設に当たっては多額の費用を要するということがございますので、国の交付金の活用ということが前提となっておりますが、現在、国においては、広域化・集約化を進める上で、交付金の算定方法・交付要件を変更しようとしている状況でございます。そのため、今後は、この国の動向を踏まえて考えていくということが一つ要件になってくるかと思っております。

また、2点目としましては、今後の製品プラスチックの取扱いなど、構成市の資源化や収

集方法の変更によりまして、ごみ質であったり、その量がどう変化してくるかということが検討する要件として入ってきます。当然のことながら、1日に処理する処理能力の見込みに基づいて施設を造っていくということになりますので、その動向を注視していく必要があるということでございます。

このような留意事項はございますが、一つの目安といたしまして、令和19年当初からの本稼働ということを決定いたしましたので、審議会に御報告させていただきます。

説明は以上です。

○会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さんのほうから何か御質問とか御意見がございましたら、お願いします。F委員、お願いします。

○F委員 今の件ですけれども、焼却ごみが減量することを前提に焼却炉の建設を考えているのでしょうか。それとも、今の現状を考えているのでしょうか。

○会長 では、N委員からお願いします。

○N委員 ごみの排出量については、これから推計を行うというところはありませんけれども、基本的には、ごみは減量傾向にあるということと、それからあと人口の減少ということも地域の中ではありますので、ごみ処理量というものについては、基本的には今後減少していくということを前提にして、老朽化対応の基本方針は考えているところでございます。

○F委員 例えば、生ごみの資源化をして減らすと。そうすると焼却ごみの相当大きな部分がなくなりますよね。そのようなことをもうちょっと長期で全体の計画を考えながらいかないと、焼却炉の費用負担がえらく大きくなるのではないかと思っているんですけれども、その辺は何か議論があるのでしょうか。

○会長 お願いします。

○N委員 生ごみの処理については、この環境組合は八王子市、町田市、多摩市の3市で構成していますが、町田市においては、バイオエネルギーセンターという新しい施設において、生ごみのバイオガス化・メタンガス施設を導入して、その残ったものを焼却処理しているというところもあります。今後、国のほうも、どのような形でこの交付金の交付要件を作ってくるかということもございますけれども、その状況によっては、バイオエネルギー化をすることということになると、当然のことながら、そこで処理するごみの量、それから焼却に回ってくる量というのは変わってくるかと思えます。そのため、まだ全体の組合を構成している3市のごみ処理施設、ごみ処理の在り方をどうするかという議論とも関わってくる場合がございますので、まだ私どもの今のところの検討の中では、具体的にどの

ような施設を構成してというところまでは現在は固まっているところではございません。基本的には、現在の焼却処理することを前提とした計画になっているところではございますが、今後の動向によって、どのような変更が起こるかについては、まだ確定しているものではございません。

○会長 町田のバイオガス化、これでリサイクル率がボーンと上がるのかなと思ったんですが、それほど上がっていないですね。確かにリサイクル率は上がってはいますけれども、思ったほど上がっていないというところがありますね。

○F委員 あのやり方では、そんなに減らないですね。

○会長 これからどういう成果が町田で出てくるかということも併せてウオッチングしながら検討されるということではないかなと思いますけれども。

○F委員 ついでに聞きたいんですけども、これは課長のほうかもしれませんが、給食ごみの堆肥化を考えているということをちらっと聞いたんですが、給食独自の今の機械が壊れたのかどうか知りませんが、そういう話をちらっと聞いたんですが、その辺はいかがですか。

○会長 お願いします。

○資源循環推進課長 学校給食センターのほうでは、今まで生ごみ処理機を使って調理くずのようなものをごみに出さないような取組をやっていたんですけども、機器の老朽化などがあって、あまりうまく回っていなかったりしていたと。ちょっと資源循環推進課も、食品リサイクルをやっている業者さんなどのヒアリングに給食センターと一緒にいたりとかして、どういう取組をやっているのかとか、あるいは今度給食の残滓を運ぶとなると、例えば収集運搬する業者さんとかにヒアリングをしたりとかいうことを実は今年度一緒に取り組んできて、今、教育委員会さんのほうで予算を上げて、生ごみという調理くず等の食品リサイクルをやってくれる事業者さんのほうに渡して、ごみに出さないという取組をやるということで、新規予算で計上されるみたいなんです。ただ、これも新規予算なので、当然、令和6年3月の議会で御承認いただけるかどうかということもあるんですけども、そういった取組を今、教育委員会のほうで検討されているということでございます。

○F委員 今、八王子などは、全部、給食ごみは堆肥化しているようですね。ですから、そういう点では可能性はありそうですね、地域としては、と思っていますけれども、これは意見です。結構です。

○会長 ほかに御意見。K委員、お願いします。

○K委員 多摩清掃工場は火災になりまして、非常に皆さん御努力されて、朝早くから夜遅くまでの回収作業ということになっていて大変かと思うんですけども、この清掃工場の施設老朽化によって新施設の建設を進めるとなっているのが、今回の12月の事故がどういった経緯で起こって、これは2036年まで大丈夫なのかというところをちょっとお聞かせ願いたいと思うんですけども。

○会長 では、お願いします。

○N委員 今回の報告事項ではございませんが、ただいま御質問いただきましたので、御報告させていただきます。

多摩清掃工場につきましては、昨年の12月15日の金曜日の夜に、変圧器からの出火ということで電気設備火災が発生しました。その関係で、東京電力からの電力を受電できる状況でなくなりまして、全停電してしまった状況になりました。そのため、急遽、仮設電源等を確保した上で、必要最小限の運転ができるようにというところで、応急復旧をしてきたところです。まだ、今の現状で申し上げますと、不燃ごみと粗大ごみについては、処理施設の影響はありませんでしたので、受入れと処理を行っているところですが、可燃ごみを処理する焼却施設については電源を喪失しましたので、焼却処理ができなくなっているという状況でございます。

その結果、今ごみの収集については、八王子市の館クリーンセンターと、それから戸吹クリーンセンター、また町田市のバイオエネルギーセンターに収集したごみを今運び込んでいるという状況でございます。

復旧の見込みですけれども、現在の復旧状況を申し上げますと、今、2月12日の一つの目標として、通常運転の再開に向けて取り組んでいるところでございます。

なお、施設につきましては、急遽電力を喪失しまして、突然焼却炉が停止したという状況でございますので、2つ焼却炉を持っているのですが、ちょうど停電したときには1つの3号炉という焼却炉が運転中でしたので、その3号炉の焼却炉が突然停止して、中には燃え残りのごみが残っている状況ということでございました。幸いにして運転していなかった2号炉は点検中ということもありましたので、現在は2号炉の復旧に向けて作業しているところでございます。

御質問のありました今後の動向はどうなるのかということですが、現在の本日報告させていただきました老朽化の対応方針は、それ以前から検討していたものでございます。今回の火災による影響がどれぐらいになっているのかということについては、今後、

突然停止した3号炉の損傷状況、それから3号炉に関わるいろいろな設備の損傷状況を正確に調査した上で、どのような対策が必要かということをもまずは明らかにする必要があるかと思えます。その上で今後の対応を改めて考えていく必要はあるかと思えますが、現在多摩清掃工場において取り組んでおりますのは、応急復旧、それから仮復旧、本復旧というフェーズを立てて、まずは仮復旧に向けて取り組んでいる。それから本復旧としましては、発災前の状態にまずは戻していくということを基本に考えて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。よろしいですね。

ほかに御意見がもしございませんようでしたら、次に移りたいと思っておりますが、いかがですか。よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思えます。次第の5、その他です。(1)今後の取り組みというところですね。事務局からお願いします。

○資源循環推進課長 それでは、今後の取り組みについて御報告をさせていただきます。こちらは資料はございません。口頭での御説明とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

①の新規レベルアップ事業として、食品ロスの削減を掲げてございますが、こちらについては、市内飲食店に、食べ切れなかった料理を持ち帰ることができる「mottECO(モッテコ)」容器を配布し、啓発を図るなど、市民や事業者を巻き込んだ取組を進めるほか、エコショップ等に掲示する啓発ポスターやステッカー等を作成するものと考えてございます。

また、セブン&アイグループさんから声をかけていただき、コンソーシアムに参加しながら、食品ロス対策に係る情報交換を進めていく予定でございます。

食品ロス以外の取組といたしましては、今年度の講演会は、先ほどペットボトルの資料の中に出ていました芸能人の方の出前の講演会、「あなたの学校へ行きますプロジェクト」というのをやっていこうと考えているところでございます。こちらにつきましても、3月議会で令和6年度の予算を認めていただくということが前提となります。

次に、その他でございますが、昨年度策定いたしました一般廃棄物処理基本計画の目標に掲げてございますプラスチックの削減方法について検討を進めていきたいと考えてございます。

それから、難再生古紙の資源化等の検討については、事業者へのヒアリングを行いながら

検証を進めていきたいと考えております。

事業系ごみ処理手数料につきましては、他市の状況等を確認しながら進めていくという流れでございます。

それから、③の資源循環推進課の係の名称でございます。令和6年度より、「ごみ減量推進担当」の名称を「4R推進担当」に、「清掃担当」の名称を「収集担当」に名称変更する予定でございます。

以上が、雑駁ではございましたが、今後の取組の状況ということでございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきましたけれども、皆さんのほうで何か、事務局に対する御質問とか、ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。ありますか、何か御意見が。どうぞ。

○B委員 すみません。その他の2の難古紙の「(事業者へのヒアリング)」というのは、これは具体的に何かあるのでしょうか。と書いてあるんですが。

○会長 事務局からお願いします。

○資源循環推進課長 何というか、うちの市役所などだと、ミックスペーパーみたいなものを集めてトイレトペーパーなどに再生していくということで、普通の紙はもちろん出しているんですけども、それ以外にレシートみたいなものが入っているものがあったり、厚紙があったり、いろいろなものが混合しているようなものについては、3か月に一遍ぐらい集めているんですかね。そういう業者さんに引渡しをするということもやっていますが、その辺の事業者さんにヒアリングをしていこうとは思っているんですが、一方、でも多摩市の場合には、古紙回収はかなり前から進めていて、行政回収のほうも進めているというところでは、紙の水平リサイクルみたいなものはもう既に実施しているというところもでございます。いわゆるトイレトペーパーとかはちょっと質が低いというんですかね、一回使ってしまったら、トイレで流したら終わりみたいなところもあって、その辺のてんびんというんですかね、それもちょっとヒアリングなどをしながら、また審議会の皆さんの御意見も聞きながら、検討していきたいなということを考えてございます。

○B委員 すみません。というか、昨年の基本計画の議論を行っていく中で、難古紙を回収していくということが出て、実際には収集は難しいのではないかと僕も申し上げまして、やるのでしたら、モデルで拠点からスタートしてモデル実験をしてはいかがですかと言っ

たんですが、それとは全く関係ないということによろしいですか。

○資源循環推進課長　それに関連してというところもあります。結局、組成分析等をやっていくと、まだまだ可燃ごみの中に入っている紙類というのは、結局、難再生古紙みたいなものが多いという状況もございますので、これらがさらに資源化できれば、燃やせるごみとかが減っていくのではないかと、再資源化できるのではないかと御議論が前提にあったと思います。行政回収がなかなか難しいので拠点でというのは、小金井市さんかどこかがたしか取組をやられているのかな。そういったところのヒアリングなどしながら、実際にやれるのかどうかというところの検討を、また皆さんの御意見をいただきながら進めていきたいと考えているところでございます。

○会長　ありがとうございます。難しいところですよ。小金井市の場合は、拠点回収みたいな箱で回収していましたが、なかなか集まらない。

○B委員　拠点ですね。あまり、ものが出てこない。

○会長　何か違うものを投入されたりなどということがあったり、なかなか難しいですね、あれは。

よろしいですか。今後の検討課題ということですね。

それでは次に（２）の今後の予定ですね。そちらのほうの御説明をお願いします。

○資源循環推進課長　今後の予定でございますが、令和6年度第1回の審議会につきましては、令和6年8月頃の開催を予定してございます。

委員の任期は6月末となっておりますので、現在の委員の皆様との審議会は今回が最終回ということになります。

この間、一般廃棄物処理基本計画の策定に向けて活発な御議論を賜りましたこと、改めてお礼申し上げます。

市民の公募、各団体への推薦依頼は5月頃を予定してございます。

説明は以上となります。

○会長　ありがとうございます。

ただいまの事務局説明につきましては、特に御質問とかはないと思いますけれども、全体を含めまして、何か皆さんのほうで御発言の御希望がございましたらお受けしたいと思いますけれども、いかがですか。

では、L委員。

○L委員　私は農業をやっているのですが、ちょっとこういう全体場で発言するのはいさ

さかどうかなとは思いますが、農業も、私の代とか父親の代と違まして、ほとんど機械化されて、今息子から「おやじ、どうするんだ」と言われているのは、くわとか、なたとか、もう手作業でやらない。僕もちょっと父親がやったのをそのままやりますけれども、それをみんな、例えば竹を伐採するのを息子は全部チェーンソーでやってしまいます。そうすると、それをどのように処理すればいいのか、ちょっと、ここに市役所の方がいらっしゃるので、せっかくなので、皆さんのところにお諮りする話ではないんですけれども、それをどうやって出せばいいのかと。

昔は、僕の子供の頃は「くず屋さん」と呼んでいましたけれども、鉄を回収する方に来ていただいたのでお金にもなったんですが、今は金にもならない。例えばドノなんか使うかといっても、ほとんどもう、私の息子の世代だと、全く手作業でやりませんね。マルチを張るにも全部機械でやりますし、手作業をやらないので、くわは使わないんです。一番長いのは、くわの柄があるので、それを取り外して危険物で出せばいいのか、それともまとめてどこかこういうセンターのほうに集中して持ち込むのがいいのか。ちょっとたまたまそんなことがあって、もう私の世代もほとんど隠居になってきますので、大量に、農家が少なくなってきたのであれなんですけれども、逆に息子たちが片づけ出すと、一挙にそういうものが出るという可能性もあるので、たまたまこういう皆さんのところにお諮りする話ではないんですけれども、単純に市役所の方にお聞きすればいいのかもしいないんですけれども、どうしたらいいのか、ちょっとこういう機会がありましたので、質問させていただきました。

○会長　ありがとうございます。

○L委員　どなたか、分かりますか。どうしたらいいんでしょうか。何か、集中して持ち込めということなんだと思うんですが、多分。

○清掃担当　使われた器具ですけれども、家庭で使われていたものと事業で使われていたもの、そういう区別はございますが、家庭で使われていたものであるという仮定をいたしますと、今回は刃物がついていますので、刃物の部分を例えば新聞紙とか、そういうものでかぶせていただいて、危険がないようにしていただいてから、燃やせないごみの袋に入れて、柄が飛び出る分には構いませんので、燃やせないごみについては、柄が飛び出ても構いませんので。

○L委員　ちょっと刃がついていますから、袋に入れておかないと……。

○清掃担当　そうですね。二重にしたりしていただいて、「危険物あり」と表示してお出しただくという。

○L委員 では、普通の一般の危険物ということによろしいですか。

○清掃担当 そうですね。燃やせないごみの袋に入れて「危険物あり」と外に表示していただきますと、収集作業員が分かって、そのように対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

○L委員 出入りしている機械屋さんが実はそれでよっぽど困っているらしいんです。放置されていると、逆に。もう息子が継がない。例えば、実は私の父親が亡くなったときも、古くなった耕運機が土蔵の周りに2台も3台もあるような。だから、今は機械屋さんに回収してもらうんですけども、機械屋さんもかなり困っているんです。放置されてしまったままと。だから、古い家そのまま、誰も住まなくなっただけでほったらかされているのと一緒にみたくない状況なので。

○清掃担当 くわとかでしたら、燃やせないごみでお出しいただくということなんですけれども、耕運機のようなものは、エンジンで使われるようなものは、市では収集しておりませんので、専門業者さんに御依頼いただくということになります。

○L委員 すみません。

○会長 ありがとうございます。

I委員、そのペットボトルの適正排出でもよろしいですし、お気づきのことがございましたら、お願いいたします。

○I委員 私もちよっと今日一番気になったというか、缶とペットボトルを一緒に入れているのを、何となくみんな、「えっ、一緒に入れていいのかな」と一般市民としては思っていて、もう、一人が缶をこっちに入れたら、何となくみんな今は分けてやっている感じになっているので、別に「缶」、「ペットボトル」と書き換えるだけで、市民としては、多分普通に移行していけるのではないかなという感覚があります。

あと、私も、12月でしたか、ペットボトルの蓋を外していないとか、そういうところでその黄色い紙を初めて目にしたときに、私たちは何もこういう有識者ではないというか、私は特に環境問題をやってきているわけではなく、本当に一般市民の立場からして、すごく目立って、何だろうとその日にみんな見ていたものがあって、大体このごみ置場に貼ってあるチラシは何となくしか見ないんですけども、この黄色がすごくよかったというのが印象にあります。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

C委員、お仕事の立場から、いろいろ意見が出ていることについて、どのように受け止められているか、お願いします。

○C委員 注意シールのお話が今ちょっとありましたけれども、ほとんどちゃんと分別していただいているところは、ほぼ通年貼ることがないんですけれども、そうやってちょっと駄目なものが混入しているようなところはちょっと貼るという形で、ふだん、もう貼られ慣れてしまっているというところもあるんですけれども、ふだんはちゃんとしていらっしゃるところでそういうものを貼られると、そうやって注意してもらえるんだなというのは私どもはちょっと分かったなというところで、ためになりました。

あと、ペットボトルのお話が今ありましたけれども、G委員のほうでちょっと大家さんや管理会社の方のお話を聞きましたけれども、実際に現場で収集していく中で、何のごみ収集でもそうなんですけれども、マンションの清掃の方とかその管理会社の方に聞くと、「外国の方、外人の方が全然分かっていないんだよね」みたいな話をちょっと聞くので、その辺をもうちょっと市としても改善していただけると、もうちょっとよくなるのかなと私のほうではちょっと思っております。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

A委員、どうですか。御意見を伺えましたら、お願いします。

○A委員 今後の取組の中で、食品ロスの削減やプラスチックの削減等が書かれているんですけれども、この取組の重要性に関しまして、市民へのPRというか、環境啓発の側面から、なぜプラスチックを削減しなければならないのかといった観点も必要なのかなと思った次第です。

そもそもプラスチック問題から始まっていることで、ここではプラスチックのリサイクルありきのところから攻めていращやと思うんですけれども、そもそもなぜプラスチックをリサイクルしなければならないのかということに関して、これは地球上にプラスチックのストックがどんどん毎年たまって行って、今やマイクロプラスチックの問題が浮上っていて、もともと海洋プラスチックの問題から始まったんですけれども、海洋だけでなく、大気中にも大量にプラスチックが飛んでいる状態。それから、ペットボトルの水の中に大量のマイクロプラスチック、ナノプラスチックが入っている状況。さらに、体内にもとんどん取り込まれている。そういった問題からプラスチックの問題が叫ばれるようになったということであって、そこから始めないと、市民には伝わらないのではないかと思っております。

これは廃棄物減量等推進審議会ですので、最初はリサイクルの推進というところから始められているように思うんですけども、そもそもそうではないということですね。そもそもそのプラスチックの問題や地球環境の問題、そういったところから始まっていることであって、そこから出発すべきと思っております、そういう意味で、市民への環境啓発のほうも今も忘れてはならないということをおっしゃった次第です。

○会長 ありがとうございます。

最後に、事業者さんのお立場として、D委員、E委員にも御発言いただきたいと思っております。

○D委員 約2年間ですかね、いろいろありがとうございました。なかなか事業者のほうからという意見はあまりないんですけども、今後何か手伝えることがあれば、周知とか、いろいろな部分で御協力したいと思っておりますので、本当に2年間、ありがとうございました。

○会長 そうですね。これからいろいろと御発言いただければと思います。

E委員、お願いいたします。もう多摩市のごみ減量の取組全般、どんなことでも結構ですので。

○E委員 すみません、うちのごみを出すほうなので、ちょっと何とも居心地が悪かったんですけども、ちょっと1点だけ気になったのが、以前にこの施設のラインを見せていただいたときに、ペットボトルのキャップを外しているのは、ここの職員の方がやっていたんですけども、たしかB委員がおっしゃっていたのかな、「いつもは障害者の方にやっていただいているんですよ」みたいな、そういうキャップが完全に100%外れて回収ができるようになると、そういう方の仕事の行き場みたいなものがなくなってしまうのかなということをおっしゃったんですけども。

○会長 ありがとうございます。

○B委員 大丈夫です。

○E委員 よろしいですか。

○会長 そういう選別も含めたリサイクル施設を実際に市民の方々に見ていただくということはすごく重要ですね。言わば、もう啓発の一番ベースですよ、実際の現場を見ていただくというのは。こういうことにもぜひ、実際にそのリサイクル施設に行かなくても、今はその映像や動画でホームページからアクセスできるようにするというのも含めて、啓発に注力するというので、行政にはお願いしたいと思います。

全ての委員の方々に御意見、御感想、いろいろ御発言いただきました。時間がちょうど終

了の時間に近づいてまいりました。活発な御議論をいただきましてありがとうございます。

次回審議会ですけれども、令和6年8月頃予定となっております。日程が決まり次第、事務局から委員の皆様へ御連絡を差し上げるということになると思います。また、開催通知、資料の配付等、事務局において引き続き準備をお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 15時53分